

令和8年度（2026年度）中小企業等DXアクセラレーション事業業務委託 基本仕様書（案）

1. 業務の目的

ICTやAIなどのデジタル技術が社会構造を大きく変化させていくなか、デジタル技術を活用した生産性の向上や新たな価値の創出が重要とされている。そのような中、本市においても域内中小企業等のDX（デジタルトランスフォーメーション）を促進し、中小企業等の生産性の向上や新たな価値の創出に取り組む必要がある。

本業務では、自社の経営課題等について、デジタル技術を活用し、業務変革等に取り組む中小企業等に対して、セミナーやワークショップの開催、及び専門コンサルタントによるメンタリングや、社内におけるDX推進の担い手となる人材育成に係る研修等の伴走支援を実施する。また、伴走支援による取組成果報告会等を通じ、市内中小企業等に対してDXの波及を図ることを目的として実施するもの。

2. 履行場所

熊本市内一円

3. 履行期間

契約締結日から令和9年（2027年）3月31日まで

4. 業務概要

（1）事業全体の企画・運営

当該業務の企画・運営及び全体マネジメントを行うことで、円滑な業務遂行を図る。

（2）プログラム説明及びDX啓発セミナー実施業務

本事業に関するプログラム内容の説明や、DXに関する基礎知識の習得等を目的としたセミナーを開催する。

（3）伴走型DX支援プログラム実施業務

支援を希望する企業から10社程度を選定し、デジタル技術を活用して業務変革を行う市内中小企業の事業活動に対して伴走型支援を行い、DX推進計画（構想）を作成する。また、本プログラムに関する成果報告会を開催する。

（4）個別相談会開催業務

伴走支援事業者以外の事業者からの個別相談に対応する個別相談会を開催する。

（5）追跡調査の実施

過去に本市が実施したDXアクセラレーション事業において伴走支援を受けた全事業者を対象として、支援終了後のデジタル施策の定着状況、効果等について追跡調査を実施する。

5. 業務内容

事業の実施に当たっては、以下の各項目について本市と協議の上実施することとする。

(1) 事業全体の企画・運營業務

① 事業全体の基本計画策定及び業務全般の進捗管理

本事業を効果的かつ円滑に遂行するために必要な人員体制、活動内容、スケジュールを提案するとともに、本事業の目的の達成を図るための具体的な成果指標についても併せて示すこと。

(2) プログラム説明会及びDX啓発セミナー実施業務

① プログラム説明会及びDX啓発セミナーの開催

本事業に関するプログラム内容の説明会を実施すること。また、DXに関する基礎知識の習得・優良事例紹介・ツール導入に関する補助金情報などの提供等を目的としたセミナーを開催すること。

② 中小企業等への広報・募集

実施回数は1回、30社程度の参加を想定しているが、セミナー内容や開催回数等、効果的な実施に繋がる手法について提案すること。

(3) 伴走型DX支援プログラムの実施に関する業務

① 伴走型DX支援プログラム参加企業の公募

支援希望企業の公募について、具体的な募集・周知方法について提案すること。

② 伴走型DXプログラム参加企業の選定

伴走型DX支援プログラムへの参加企業を選定すること。10社程度を想定しているが、具体的な選定基準・選定手法、効果的な実施に繋がる件数等を提案すること。

③ 伴走型DX支援プログラムの実施

当該プログラムについては、DX化の段階に応じた集中的な伴走支援（7か月程度）を実施するものとし、各社のDX推進計画の策定に繋がる内容とすること。具体的な支援内容としては以下を想定しているが、その他事業目的の達成に繋がる効果的な手法について提案すること。

- ・課題整理及び分析
- ・対応策に関する助言、指導
- ・デジタル化導入支援及び導入後のフォローアップ
- ・社内におけるDX人材育成
- ・DX推進計画の策定 等

③ キックオフイベントの実施

伴走型 DX 支援プログラムを受ける事業者を対象に、各事業者が抱える課題や取組状況、困りごと等を共有する場を設け、事業者同士のネットワーク形成、相互の学びや気づきを促進するとともに、DX 推進に向けた意識醸成および取組の質の向上を図ることを目的としたキックオフイベントを実施すること。

④ 成果報告会の開催に関する業務

各伴走支援事業者が策定・推進した計画内容や取組成果について、市内中小企業に広く共有することを目的として成果報告会を開催する。開催にあたっては、以下の条件を踏まえ、具体的な開催方法並びに効果的な実施手法を提案すること。

- ・現地参加及びオンライン参加を併用したハイブリッド形式で実施すること
- ・開催後、本市公式ホームページに報告会のアーカイブ動画を掲載・配信するため、データの提供を行うこと。

⑤ 事例集の作成

伴走支援事業者の具体的な取組内容、導入したデジタルツール、支援による成果等を整理した事例集を作成すること。また、具体事例と別途、DX 未着手層の心理的・技術的ハードルを下げることを目的とした汎用性の高いデジタル化への導入手順等を盛り込むこと。事例集には、市内中小企業の参考となるよう分かりやすい構成とし、以下の条件を満たすものとする。

- ・PDF データを作成すること。
- ・デジタル化・DX 推進に対する具体的なイメージを持てるよう、図表や操作画面等を適宜活用すること。

(4) 個別相談会の実施

本事業における伴走支援事業者以外の市内中小企業等を対象として、デジタル化・DX 推進に関する個別相談会を実施すること。受託期間中に30件以上の対応を想定しているが、実施にあたっては開催手法や相談体制、周知方法について具体的に提案すること。

(5) 追跡調査の実施

過去に本市が実施したDX アクセラレーション事業において伴走支援を受けた全39事業者を対象に、支援終了後のデジタル施策の定着状況、活用状況及び効果等について追跡調査を実施すること。

調査結果を基に、事業効果の測定・分析を行い、今後の施策検討に資する形で整理・報告すること。

6. 実績報告

(1) 業務実績報告書の作成

当該契約末日までに、実施結果についての報告書を電子データで提出する。

7. その他

- (1) 本業務に関する資料・成果品の一切の権利は、すべて熊本市に帰属するものとし、受託者は市の許諾なしに他に公開、貸与及び使用してはならない。
- (2) 受託者は、本業務において知り得た情報について他人に漏らし、また、自己の利益のために利用してはならない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守するとともに、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき適切な管理を行わなければならない。
- (4) 業務の実施に当たっては、本市と綿密な連携を図ること。
- (5) 業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために必要となった経費は、受託者が負担する。
- (6) 本仕様書に記載が無い事項について、疑義が生じた場合は本市及び受託者ともに十分協議の上、解決するものとする